

令和 4 年 6 月 7 日

総合教育政策局生涯学習推進課

## 1. 事業名

令和 4 年度「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築に関する調査研究」

## 2. 事業の趣旨

人生 100 年時代やデジタル社会の進展等の中で、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けながら、個人が主体的に人生を再設計できるよう、社会変化に対応した社会人の学び（リカレント教育）を推進することが重要である。

大学等におけるリカレント教育については、運営面での課題が多く挙げられており、これらの課題に対応し、リカレント講座の開発や維持継続を促進することが必要である。

また、昨今の社会情勢により、遠隔教育など新たな教育手法の導入なども求められている中、リカレント講座の運営面の実態の把握を行い、課題への対応策を検討することが必要である。

さらに、企業における大学等のリカレント講座の活用促進や、リカレント講座を受講した社会人の評価の向上等のため、企業側のニーズや人事評価体制等の課題の把握も不可欠である。

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）においては、「企業等からの評価を含めた持続可能なリカレント講座の運営モデルの検討やその全国的な周知等に関する調査研究を行うなど、リカレント教育推進のための学習基盤の整備等を図ることにより、関係省庁との連携のもとリカレント教育を総合的に推進するための必要な措置を講ずる」ことが必要とされている。

このため、令和 4 年度は、令和 3 年度に行った大学における実証研究を経て作成したガイドライン（骨子・試行版）を基に追加実証等（大学における実証研究や企業等へのヒアリング等）を行い、ガイドラインを完成させ全国展開を行う。

## 3. 業務の内容

### （1）必要に応じた運営会議の設置・運営

調査研究を進めるにあたり有識者からの専門的な知見を得るため、必要に応じて運営会議を設置する。有識者は委託先において提案しつつ、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課職員（以下「担当者」という。）と十分に協議の上、決定すること。なお、運営会議を設置・運営しない場合においても、本ガイドラインの完成にあたって、大学等教育機関や企業の有識者の意見を踏まえること。

運営会議を行う場合は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、オンライン等の方法を検討するなど社会情勢に鑑み柔軟に対応すること。

### （2）追加実証等（大学における実証研究や企業等へのヒアリング等）の実施

前年度に策定されたガイドライン骨子・試行版を用いて、令和 3 年度の実証研究で不足していた論点について追加実証等（大学や企業等へのヒアリング等）を行い、ガイドラインを完成させる。

実証研究の実施に当たっては、各大学に研究員及び事務補助員等を配置し実施することを想定している。

### (3) ガイドラインの完成

追加実証等の成果を基に、大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの全国展開に向けた、ガイドラインを完成させること。

### (4) ガイドラインの大学等教育機関・企業等への配布・周知等全国展開

ガイドラインの大学等教育機関や企業等への配布・周知を行い、大学等におけるリカレント教育の更なる推進に向けたプロモーションを行うこと。

なお、配布・周知等の手段については文部科学省と相談の上実施すること。

## 4. 業務の委託先

委託先は、法人格を有する団体とする。

## 5. 事業期間

委託を受けた日から同年度の3月17日（金）までとする。

## 6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある者に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 7. 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

## 8. 業務計画書の提出等

(1) 提出書類

・ 「業務計画書」（様式1）の提出が必要。

※ 様式1の「業務計画書」については、別紙を添付することも可能とするが、A4サイズで作成すること。

※ 用紙サイズはA4縦版とすること。

※ 様式の作成に当たっては、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作成すること。

※ 日本語及び日本国通貨で記入すること。

・ 誓約書

・ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に関する評価における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

- ・ その他必要な資料

## (2) 提出方法

提出方法は、E-mail の送信又は郵送（原本及び写し1部）すること。

### ◇E-mail の場合

- ・ 下記（3）の E-mail アドレス宛てに送信する。その際、メールを送信したことを電話連絡すること。
- ・ 送信メールの件名は「(事業計画書) 団体名：大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築」とすること。
- ・ 電子データは「更新可能なファイル形式」及び「作成した電子データを PDF 形式へ変換（A4判、スキャナー不可）し、1つの PDF データにしたもの」の双方を提出すること。
- ・ 添付ファイル名には、団体名を付記すること。
- ・ 提出は、1通にまとめて送信すること。ただし、ファイルを含めメールの容量が5MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、文部科学省は一切の責任を負わない。

### ◇郵送の場合

- ・ 提案書類は、紙媒体及び更新可能なファイル形式を保存した電子記録媒体（CD-R 等）で提出すること。
- ・ 郵送により提案書類を受領した際には、受領通知を E-mail で送信するため、提出書類に担当者の連絡先を記載すること。
- ・ 提出時の封筒には「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築」と朱書きのこと。
- ・ 原本及び写しは、他の様式とともにそれぞれ1組ずつ脱着可能なクリップ等により、左上留めすること。
- ・ 企画提案書は両面印刷とする。
- ・ 郵送中の事故等については、文部科学省は一切責任を負わないものとする。

## (3) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

TEL：03-5253-4111（内線3253）

FAX：03-6734-3620

E-mail：[syokugyou@mext.go.jp](mailto:syokugyou@mext.go.jp)

## (4) 提出期限

令和4年6月29日（水）17時必着

※提出期限以降の業務計画書等の提出、差し替え及び訂正は一切認めない。

ただし、審査委員会において条件付き採択となった場合はこの限りではない。

※E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。ただし、送信したデータと印刷して郵送または持参した書類とは内容が同じであること。

(5) その他

業務計画書等の作成・送付費用は、審査結果にかかわらず提出者の負担とする。また、提出された業務計画書等については返却しない。

## 9. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：2,110万円程度とする。

採択件数：1件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

### 10. 説明会について

実施しない

#### 11. 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員会において、申請団体から提出された業務計画書等について書類選考を実施する。  
なお、必要に応じ、申請団体に対して、提出書類の内容の確認や変更、追加資料の提出等を求めることがある。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかに全ての申請者に審査結果を通知する。

(4) 条件付採択

選定において条件付採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない程度において、再度修正した業務計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

(5) その他

選定において、業務計画書以外に必要となる情報があれば、審査委員会は、追加で資料の提出等を依頼することができる。

#### 12. 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、業務計画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。ただし、都道府県及び市区町村は除く。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき

は、当該者の業務計画書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

### 1 3. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を基にした契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、業務計画書等の内容を勘案して決定するので、申請者の提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ業務に着手できないことに留意すること。なお、業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方にもこの旨を十分周知すること。

### 1 4. スケジュール

公募開始：令和4年6月8日（水）

公募締切：令和4年6月29日（水）

審査・選定：令和4年7月上旬～7月中旬

契約締結：令和4年7月中旬以降

契約期間：契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

※ 契約締結後でなければ業務に着手できないので、業務計画書の作成に当たっては、業務開始日に柔軟性を持たせること。なお、業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方にもこの旨を十分周知すること。

### 1 5. その他

- (1) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (2) 業務に係る事項については、委託要項、委託要領等によるものとする。
- (3) 業務実施に当たっては、契約書等を遵守すること。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備しておくこと。

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見

積書等)

- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 銀行口座情報 (別紙)

令和4年度「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築に関する調査研究」  
審査基準

I 採択案件の決定方法

「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築に関する調査研究」の委託先決定のため、申請のあった企画提案書について、審査委員会において書類選考を実施し、評価点が最も高い者を採択案件に決定する。

なお、必要に応じ、申請団体に対して、提出書類の内容の確認や変更、追加資料の提出等を求めることがある。

II 審査方法等

〔審査体制〕

文部科学省総合教育政策局に置かれた審査委員会において、企画提案書に基づき審査を実施する。

〔追加資料の要求〕

審査委員は、必要に応じて審査期間中に企画提案書のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

III 審査に係る評価項目

企画提案された事業の採否に当たっては、別添「評価項目」の「評価の観点」欄のそれぞれの項目に対して、「配分点」欄に記載の点数を上限として採点し、各審査委員の合計点の平均点を企画提案の得点とする。

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準として、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分による評価を行う。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階3＝3点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.4点

○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.2点
- ・プラチナくるみん認定＝2点

○ユースエール認定（若者雇用促進法）

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

さらに、評価を実施した審査委員が付した意見を踏まえ、採択案件を決定するものとする。

ただし、各審査委員の評価点の平均点が、55点に満たないものは採択しない。または各評価項目（評価項目8を除く。）の評価点の平均点が一つでも「やや不適當である」の配分点を下回った者は採択しない。

別添「評価項目」

○大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築に関する調査研究

		評価の観点	配分点
評価項目	1	事業の趣旨・目的が明確に記載されているか。	5点
	2	運営会議の設置・運営及び本実証研究を実施するにあたって適切な事業実施体制が構築されているか。また、運営会議を設置・運営しない場合においても、本ガイドラインの完成にあたって、大学等教育機関や企業の有識者の意見を踏まえることができる体制の構築ができていないか。	10点
	3	持続可能なリカレント講座の実証研究拠点は、前年度の実証研究で不足していた論点を踏まえて、大学の財政、定員規模や地域、講座の分野や課題等、大学の属性や状況を鑑みた妥当な方法による選定となっているか。	15点
	4	実証研究拠점에配置される研究員及び事務補助員等は本事業の実施する上で必要な知識、技能を有する等、妥当な者となっているか。	20点
	5	ガイドラインの作成計画は、本実証研究により得られた成果等を適切な方法によって分析し、必要な情報を踏まえる等、妥当な計画となっているか。	25点
	6	取組内容が具体的に記載されているか。また、その内容が適切か。実証研究を実施する場合には、調査目的、調査内容、調査結果の成果への活用方法が明確になっているか。	15点
	7	事業内容に対して、妥当な経費が示されているか。	5点
	8	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ○えるぼし認定等（女性活躍推進法） ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階3＝3点 ・プラチナえるぼし認定＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.4点 ○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法）） ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点 ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.2点 ・プラチナくるみん認定＝2点 ○ユースエール認定（若者雇用促進法） ・ユースエール認定＝2点	5点

	○上記に該当する認定等を有しない=0点	
--	---------------------	--

<配分点の考え方>

	大変優れている	優れている	やや優れている	やや不適當である	不適當である
5点満点	5	4	3	2	0
10点満点	10	8	6	4	0
15点満点	15	12	9	6	0
20点満点	20	16	12	8	0
25点満点	25	20	15	10	0